

委員・事業者からの提案一覧【IT】

提案名	提案者	提案内容	支障事例	規制の根拠			処理の方向性
				国の法令	国の運用	法制等の根拠	
ビッグデータの活用	有識者	<p>・大量に蓄積されるデータの活用は、地域活性化、行政の効率化、地理空間情報、農業、医療、健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等の分野における課題解決にもつながり、ビッグデータビジネスの活性化は成長の切札となる。</p> <p>・このため、より厳格なデータ管理の実施を条件に、「個人を特定できる情報を削除する」「(一定の基準を設けて)匿名化を行う」ことで、『個人情報』とされる対象から除外する。</p>	<p>・事業者が収集した個人情報などの程度の加工等を実施すれば個人情報に該当しなくなるのか不明確であるため、収集した個人情報を利活用した新規ビジネスの向上や、災害時の活用、医療・保健の政策向上において活用促進を阻害している。</p>	○個人情報保護法第十六条一項		<p>・個人情報保護法第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>・匿名化に関して・・・事業者が識別できないような方法で匿名化された情報については、個人情報に該当しないため利用可能。</p>	※現在国でありかたを検討中。具体的な支障事例について、規制改革ホットラインに提示。

委員・事業者からの提案一覧【教育】

提案名	提案者	提案内容	支障事例	規制の根拠			処理の方向性
				国の法令	国の運用	法制等の根拠	
通信制高校の規制緩和	岸委員	<p>・通信制高校は当然全国広域的に行われるものであり、「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域内において行うべきという不合理な指導をするべきではない。</p>	<p>・株式会社による通信制高校は、構造改革特別区域法第12条にもとづき2004年から全国に20校以上設置され、現在約2万人の生徒が在籍する。</p> <p>・かかる株式会社立の通信制高校について、文科省等は「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域内において行うべきという行政指導をおこなっており、全国が対象となる広域通信制高校の活動を特区区域内に封じるものであって、それによる生徒の経済的、時間的負担および教育上の負担が大である。</p>	構造改革特区法第十二条第二項	<p>「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について」(文科大臣政務官通知)</p> <p>内閣府地域活性化推進室通知「学校設置による学校設置事業に関する取り扱いについて」</p>	<p>2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>二 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>通知:「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域内において行うことを求める。</p>	規制改革ホットラインへの提案
都心への大学設置	堺屋委員 岸委員 有識者	<p>・大阪が戦略的に大学を誘致するにあたり、都市である状況に鑑み、複数の大学が、共同で運動場や、講義場所等を設置し利用することを考え、共同設置することを認めるとともに、校地や校舎面積を単に両者の収容定員の合計を当てはめるのではなく、講義場所や校地面積について柔軟に対応すべき。</p>	<p>・現行の設置基準(文科省告示)は、大学が単独で設置することを前提として、設置基準の運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めている。</p> <p>・本設置基準はそれぞれの大学の単独設置による基準であり、複数の大学が施設を共同設置・管理することを想定していない。</p>	大学設置基準(校地、校舎等の施設設置)(昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号)		<p>・大学設置基準(文科省告示)で 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第三十四条—第四十条の四)として、運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めている。</p>	規制改革ホットラインへの提案
総合国際職業訓練校の設置	余語委員	<p>総合国際職業訓練校を誘致し、中小製造業などへの人材供給を支援する。外国人材が活用しやすくする。</p>	<p>・公共職業訓練は、離職者、在職者、及び学卒者に対して行う。</p> <p>・職業訓練校での就学は、留学ビザの対象になっていない。</p> <p>・外国人は在留資格を取得している前提での利用となり、離職者、学卒者は利用が困難。</p>	入管法、職業能力開発促進法		<p>* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)</p>	規制改革ホットラインへの提案